

高額な外来診療を受ける皆さんへ

平成24年4月1日から

「認定証」などを提示すれば、
窓口での支払いが一定の金額にとどめられます

健康保険組合など



高額の外来診療を受けたとき

- 事前に
①認定証の申請
②認定証の交付



病院・薬局など



- ③認定証を提示
窓口支払いが
一定上限額 に(※)

(※) 窓口支払いの上限額(月当たり)は、所得に応じて異なります。

これまでの高額療養費制度の仕組みでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただいていましたが、平成24年4月1日からは、限度額を超える分を窓口で支払う必要はなくなります。

高額な外来診療受診者

事前の手続き

病院・薬局などで

- 70歳未満の方
- 70歳以上の非課税世帯等の方

加入する健康保険組合などに
「認定証」(限度額適用認定証)
の交付を申請してください

「認定証」を窓口に提示してください

70歳以上75歳未満で、
非課税世帯等ではない方

必要ありません

「高齢受給者証」を窓口に提示
してください

75歳以上で、
非課税世帯等ではない方

必要ありません

「後期高齢者医療被保険者証」
を窓口に提示してください

- 「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの手続きになります。
(高額療養費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と限度額の差額が、後日、ご加入の健康保険組合などから支給されます)

事前の申請など、詳細は、加入されている

健康保険組合、全国健康保険協会、市町村(国民健康保険、後期高齢者医療制度)、
国保組合、共済組合までお問い合わせください。